

秋田県告示第444号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年9月9日

秋田県知事 鈴木 健 太

届出事項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
潟上市天王字御休下95番地1 児 玉 清 一 潟上市天王字江川40番地21 藤 原 政 則	天王	秋田県漁業協同組合	令和7年9月9日から同月23日まで	潟上市天王字江川154番地 秋田県漁業協同組合中央支所天王地区